

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	有価証券届出書
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	平成28年4月12日
<b>【会社名】</b>	株式会社アスラポート・ダイニング
<b>【英訳名】</b>	Asrapport Dining Co., Ltd.
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役 中村敏夫
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都港区芝五丁目13番16号
<b>【電話番号】</b>	03 - 6311 - 8892（代表）
<b>【事務連絡者氏名】</b>	法務総務部長 尾崎富彦
<b>【最寄りの連絡場所】</b>	東京都品川区西五反田一丁目3番8号
<b>【電話番号】</b>	03 - 6311 - 8892（代表）
<b>【事務連絡者氏名】</b>	法務総務部長 尾崎富彦
<b>【届出の対象とした募集有価証券の種類】</b>	株式
<b>【届出の対象とした募集金額】</b>	その他の者に対する割当 1,883,088,000円
<b>【安定操作に関する事項】</b>	該当事項はありません。
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	4,359,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1 平成28年4月12日開催の取締役会決議によります。

- 2 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2 【株式募集の方法及び条件】

##### (1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額	資本組入額の総額
株主割当			
その他の者に対する割当	4,359,000株	1,883,088,000円	941,544,000円
一般募集			
計（総発行株式）	4,359,000株	1,883,088,000円	941,544,000円

(注) 1 発行価額の総額を、割当先に対して第三者割当の方法により割り当てます。

- 2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の総額は、941,544,000円であります。

##### (2) 【募集の条件】

発行価格	資本組入額	申込株数単位	申込期間	申込証拠金	払込期日
432円	216円	100株	平成28年4月28日(木)		平成28年4月28日(木)

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

- 2 発行価格は、本第三者割当増資に係る会社法上の払込金額であり、資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。
- 3 申込みの方法は、申込期間に後記申込取扱場所へ申込みをするものとし、また払込みの方法は、本届出書の効力が発生することを前提に、後記払込取扱場所に発行価額の総額を払い込むものとし、
- 4 払込期日までに、本普通株式の割当予定先との間で株式譲渡契約書を締結しない場合は、本第三者割当増資に係る割当は行われなないこととなります。

## (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社アスラポート・ダイニング 法務総務部法務チーム	東京都品川区西五反田一丁目3番8号

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 渋谷支店	東京都渋谷区渋谷1-24-16

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
1,883,088,000円	5,000,000円	1,878,088,000円

(注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2 発行諸費用の内訳は、弁護士費用、有価証券届出書の書類作成費用及び登記費用等であります。

## (2) 【手取金の使途】

手取り金につきましては、主に四つの目的の費用に充当いたします。

使途	金額	支出予定時期
直営店出店費用	1,050,000,000円	平成28年4月～平成30年12月
連結子会社の直営店出店費用	500,000,000円	平成28年4月～平成31年3月
新業態実験店の開発・出店費用	200,000,000円	平成28年4月～平成31年3月
株式会社神明ホールディングとの業務提携契約に基づく開発等費用	128,088,000円	平成28年4月～平成30年3月

直営店出店費用は、当社直営店(タコベル)の出店に係る費用の一部に充当する予定です。なお1店舗当たりのコストは、人材募集・教育費や、店舗工事費等を含め、約7,000万円となります。なお2016年12月末までに、東京都内を中心に6店舗の出店を計画しております。また翌年は、大阪を含めた関西地域等の大都市圏への出店も検討しております。

連結子会社の直営店出店費用には、当社子会社が運営する既存ブランド(牛角、とりでん、とり鉄、どどり亭、浪花屋鳥造、キムカツ、どさん子、みそ膳および藤平)に関する出店費用に充当されます。なおブランドの種類によりが、出店費用は異なりますが、1店舗当たり約1,000万円から7,000万円となり、合計10店舗程度の出店を見込んでおります。

新業態実験店の開発・出店費用とは既存ブランドとは別に、当社グループで新たなレストラン・居酒屋業態の新ブランドを開発する際の費用の一部に充当する予定です。ブランドの種類にもよりますが、1店舗当たり約2,000万円から8,000万円となり、合計4ブランドのモデル店開発・出店を見込んでおります。

株式会社神明ホールディングとの業務提携契約に基づく開発等費用とは、株式会社神明ホールディング(以下、「神明HD」といいます)傘下企業である元気寿司株式会社が、現在直営店として運営する複数のブランドを当社のノウハウでパッケージ化し、フランチャイズ展開を可能にするための研究費用として、約1億円、更に双方の持つノウハウを利用した商品及びメニューの開発費用に約2,000万円を見込んでおります。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

## 1 【割当予定先の状況】

## (1) 割当予定先の概要

名称	株式会社神明ホールディング	
本店の所在地	神戸市中央区栄町通六丁目1番21号	
代表者の役職及び氏名	代表取締役 藤尾益雄	
資本金	2,227百万円	
事業の内容	米穀及び食料品等の生産、加工、販売並びに輸出入等を行う子会社等の経営管理及びそれに付帯または関連する事業	
主たる出資者及びその出資比率	藤尾益雄 36.56% 三菱商事株式会社 3.42% 藤尾益人 9.14% 株式会社赤富士不動産 7.40% 藤尾興産株式会社 5.27% 木徳神糧株式会社 4.23% 神明ホールディング従業員持株会 4.20% カッパ・クリエイトホールディングス株式会社 3.90% 株式会社神戸栄興産 2.34% 株式会社みずほ銀行 1.60%	

名称	アサヒビール株式会社	
本店の所在地	東京都墨田区吾妻橋一丁目23番1号	
代表者の役職及び氏名	代表取締役 平野伸一	
資本金	20,000百万円	
事業の内容	ビール類、その他酒類の製造及び販売、その他関連業務	
主たる出資者及びその出資比率	アサヒグループホールディングス株式会社100%	

## (2) 提出者と割当予定先との間の関係

## 株式会社神明ホールディング

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数 (平成28年4月12日現在)	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数 (平成28年4月12日現在)	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術関係	該当事項はありません。	
取引等関係	該当事項はありません。	

## アサヒビール株式会社

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数 (平成28年4月12日現在)	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数 (平成28年4月12日現在)	該当事項はありません。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術関係		該当事項はありません。
取引等関係		現在、当社及び当社子会社の直営店舗並びにフランチャイズチェーン店舗が同社の製品を購入しております。

## (3) 割当予定先の選定理由

当社は、焼肉、居酒屋等の外食フランチャイズを中心に全国で680店舗を展開しておりますが、平成25年度より新たに「食のバリューチェーンを構築する」という目標を掲げて外食から生産事業への進出を果たし、多層的な付加価値を生み出すビジネスモデルの構築に取り組んでおります。この目的を達成するために当社は4つの戦略、すなわち「既存ブランドの競争力強化と成長」「ブランド・ポートフォリオの多様化」「海外市場への進出」「食品生産事業と六次産業化の推進」を強力に推進してきました。

当社は「食のバリューチェーンを構築する」という目標のため、当社グループが持つ既存外食ブランドの店舗出店と新たなブランド開発・出店を進めるに当たり、必要となる資金をどのように調達するかを慎重に検討してきました。その一環として、当社は神明HDおよびアサヒビール株式会社（以下、「アサヒビール」といいます）を相手方として、資金調達方法について昨年より協議を続けてきましたが、以下の理由から各会社と相互に発展が期待できるものとして、本件割当増資を行うことを決定いたしました。

## 神明HDについて

当社はこの度、株式会社神明ホールディングと資本業務提携を締結いたしました。神明HDは、「私たちはお米を通じて、素晴らしい日本の水田、文化を守り、おいしさと幸せを創造して、人々の明るい食生活に貢献します。」の企業理念のもと、米穀事業に加え、無菌包装米飯・炊飯米等の加工食品、アグリビジネスなどの国内での事業のみに留まらず、米国・中国・香港の海外子会社を通じた製品の販売、さらには国内外での外食事業の展開など、食に関わる多彩なビジネスを展開しております。実際神明HDは、平成24年に上場企業である元気寿司株式会社の親会社になったほか、昨年度は酒屋業態の上場企業であるワタミ株式会社にも出資するなど、積極的に外食業界においても業容を拡大しております。

神明HDと当社はこれまで取引関係はございませんでしたが、当社は「食のバリューチェーン」の構築を目指す中で、当社グループが持つ既存外食チェーンの店舗出店と、新たなブランド開発・出店を積極的に進めるに当たり、同じ食品業界に属しており、しかも米穀事業に強みを持つ神明HDと、互に取引関係を築けないかを昨年3月頃から協議を重ねてきました。その結果、神明HDの持つ商品開発力と当社のブランド開発力という相互の強みを生かしていくことを企図して資本業務提携を行うことを決定いたしました。

## アサヒビールについて

当社グループにとって、アサヒビールはこれまでも酒類等の飲料の主要な仕入れ先であり、同社とは長年にわたり、協力関係・信頼関係が築かれてきております。

一方で外食業界では、顧客ニーズの多様化、人口減少等ともなう競争激化傾向、外国人観光客の増大等の新たな局面に入っております。このような環境下で当社グループが成長していくためには、当社は市場ニーズに即した高い収益性が見込まれる高いブランドを開発し出店していくこと、更には収益性の低いブランドの店舗を、より収益性の高いブランドの店舗に切り替えていく必要があります。また出店による売上増大に伴い、飲料を含む原材料や輸送コストなどのボリュームディスカウントが可能となり、グループ全体の収益性をより高めることができます。

アサヒビールはこれまでも、当社グループ店舗に、商品を安定的に供給してきた経緯がありますが、割当増資に関する協議の結果、これまで通り協業関係を続け、当社がこれから新たに新店舗にも新たに商品を供給していただくことが、結果としてお互いの事業成長に資するものとして、業務提携契約の形はとらない形で、本件割当増資を引き受けていただきました。

## (4) 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 4,359,000株

割当予定先の氏名又は名称	割当株式数（当社普通株式）
株式会社神明ホールディング	2,926,000株
アサヒビール株式会社	1,433,000株

## (5) 株券等の保有方針

割当予定先が取得する株式については、神明HD及びアサヒビールは、それぞれ以下の通りの保有方針である旨を表明しております。なお当社は両割当予定先から、割当予定先が払込期日（平成28年4月28日）から2年以内に本件第三者割当により発行される当社株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を受領する予定であります。

## 神明HDについて

当社と神明HDとは、資本業務提携契約を締結することで合意しておりますが、取得した当社株式は中長期の保有を前提とする旨、同契約書上で意見表明を頂く予定です。

## アサヒビールについて

本第三者割当増資によって取得した株式について、これまで同様、当社との良好な関係を継続するため、取得した当社株式は中長期の保有を前提とする旨、口頭で確認しております。

## (6) 払込みに要する資金等の状況

神明HDによる増資の引き受けについて、同社の存在を登記簿謄本等により確認しております。また当社は神明HDの会計監査人（太陽有限責任監査法人）の監査報告書が付された平成27年3月期の計算書類に記載の売上高（98,616百万円）、総資産額（23,032百万円）、純資産額（17,449百万円）及び現預金の額（1,709百万円）等の状況を確認した結果、神明HDが本第三者割当増資の払込について十分な資力を有していることを確認しております。また、神明HDが同社の取引銀行10行と、総額10,000百万円のコミットメントライン契約を締結していることを上記計算書類にて確認しております。当該コミットメントライン契約には平成28年4月11日付で、本件割当増資の払込に要するだけの十分な未実行残高があることを口頭にて確認しており、当該株式の引受に十分な資力があることを確認しております。

アサヒビールによる増資の引き受けについて、同社の存在を登記簿謄本等により確認しております。また、アサヒビールは、その親会社であるアサヒグループHDから資金提供を受ける旨を書面にて確認しており、更にはアサヒグループHDについても、第92期有価証券報告書（平成27年12月31日提出）において、連結財務諸表に記載の総資産、純資産並びに現金及び預金の状況（16,893百万円）を確認しており、当該株式の引き受けに十分な資力があることを確認しております。

## (7) 割当予定先の実態

当社は、神明HD及びアサヒビールが、社会から批判を浴びる反社会的勢力への関与を断固として遮断することを確約しており、当社はこの事実をそれぞれ以下の方法で確認しております。

神明HDについては、当社はその存在を登記簿謄本にて確認しております。第三者機関である株式会社トクチョー（住所：東京都千代田区神田駿河台3丁目2番1号、代表者：荒川一枝）の調査により、割当予定先、割当予定先役員及び割当予定先主要株主が、反社会的勢力とは関係がないものと判断しております。

アサヒビールの親会社であるアサヒグループホールディングス株式会社（以下、「アサヒグループHD」といいます）は、株式会社東京証券取引所市場第一部に上場しており、同社の有価証券報告書の中で、会社の履歴、役員主要株主等の状況を開示しております。また、アサヒグループHDは、株式会社東京証券取引所に提出した「コーポレート・ガバナンス報告書」（平成27年9月3日）にて、反社会的勢力とは一切関係を持たない旨を宣言しており、当社はこれをもとに、アサヒグループHDのみならず、子会社である割当予定先であるアサヒビール、その役員及び主要株主が、反社会的勢力とは一切関係が無いものと判断しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

## 2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

## 3 【発行条件に関する事項】

### (1) 払込金額の算定根拠と合理性に関する考え方

本第三者割当増資の発行価額の決定に際しては、本第三者割当増資に関する取締役会決議日の直前営業日である平成28年4月11日の、株式会社東京証券取引所JASDAQスタンダード市場における当社普通株式の終値である432円といたしました。

当該発行価格については、直近1か月(平成28年3月14日から平成28年4月11日)における当社株式の終値平均454円(円未満切り捨て)に対して4.85%(小数点以下第3位を四捨五入)のディスカウント、直近3か月間(平成28年1月12日から平成28年4月11日)における当社株式の終値平均値439円(円未満切り捨て)に対して1.59%(小数点以下第3位を四捨五入)のディスカウント、直近6か月(平成27年10月13日から平成28年4月11日)における当社株式の終値平均値485円(円未満切り捨て)に対して10.93%(小数点以下第3位を四捨五入)のディスカウントとなります。

当該発行価額については、当社普通株式が上場されており、決議日前日終値という客観性のある市場価額と同額であります。これは日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠するものであることからすれば、特に有利な価格に該当しないものと判断しております。

なお、本第三者割当増資の取締役会決議に際し、全監査役より、当該発行価額については、当該株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準にしていること、また参考とした市場価格は取締役会決議日の前営業日の終値であり、当社の直近の状況が市場評価に反映されていると考えられること、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠する範囲で決定されたものであること等から、上記算定根拠による発行価額が有利発行に該当せず適法である旨の意見が表明されております。

### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資に係る株式数は、4,359,000株(議決権数43,590個)であります。本件第三者割当増資実行予定日から6か月以内である、平成27年10月19日に行われた第三者割当増資分2,090,000株(議決権20,900個)及び平成28年3月3日に行われた第三者割当増資分1,169,724株(議決権数11,697個)を、本第三者割当増資により発行される株式数に加えると、7,618,724株(議決権数76,187個)となります。これは平成28年4月11日現在の当社発行済株式総数24,900,139株(議決権数248,963)から6か月以内に発行した前述の2,090,000株(議決権数20,900個)及び1,169,724株(議決権数11,697個)を差し引いた株式数21,640,415(議決権数216,366)に対して35.20%(議決権比率で35.21%)の割合に相当し、一定の希薄化をもたらすとともに、当該新株式が市場に流入した場合は、当社株式の流動性に影響を与えることとなります。しかしながら、本第三者割当増資及び過去2回の第三者割当増資はいずれも、当社の「既存ブランドの競争力強化と成長」「ブランド・ポートフォリオの多様化」「海外市場への進出」「食品生産事業と六次産業化の推進」という各戦略実行のためのものであります。これらの戦略を実現することが「食のパリチェーンを構築する」という目標達成のために必要であり、またその結果企業価値の向上にもつながるものと考えております。従って発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的な水準であると判断いたします。

## 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本第三者割当増資により発行される株式は4,359,000株に係る議決権数43,590個に、本件第三者割当増資の決議日から6か月以内である平成27年10月19日が割当日である第三者割当増資により発行された2,090,000株に係る議決権数20,900個、平成28年3月3日が割当日である第三者割当増資により発行された1,169,724株に係る議決権数11,697個を合計すると、76,187個となり、平成28年4月11日現在の議決権数から平成27年10月19日が割当日である第三者割当増資により発行された2,090,000株に係る議決権数20,900個、平成28年3月3日が割当日である第三者割当増資により発行された1,169,724株に係る議決権数11,697個を除外した株式数である21,640,415株に係る議決権数216,366個で除した割合は35.21%となります。

従って本件割当増資は、25%以上の希薄化が生じるため、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規定第432条の定めにより、経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は当該割当に係る株主総会などによる株主の意思確認手続きのいずれかが必要となります。

そこで、当社は平成28年4月12日開催の取締役会に先立ち、経営者から一定程度独立した者として、社外取締役宇野友三郎、社外監査役大野千幸、及び社外監査役阿部夏朗の三者から、大規模な第三者割当を行うことについての必要性及び相当性に関する意見書を入手することといたしました。

## 5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名または名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の 総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
HSIグローバル株式会社	東京都港区高輪二丁目16番29号	10,643	42.78	10,643	36.38
株式会社神明ホールディング	神戸市中央区栄町通六丁目1番21号			2,924	10.00
アサヒビール株式会社	東京都墨田区吾妻橋一丁目23番1号			1,430	4.89
東洋商事株式会社	東京都品川区西五反田一丁目3番8号	1,169	4.70	1,169	3.99
LGT BANK LTD JAPAN RESIDENT TOKYO(常任 代理人 株式会社三菱東 京UFJ銀行)	POST BOX 85, FL-9490 VADUZ, LIECHTENSTEIN	913	3.67	913	3.12
川上統一	東京都文京区	412	1.65	412	1.40
オリエントビルデベロッ プメント6号株式会社	東京都千代田区麹町5丁 目3	269	1.08	269	0.92
THE BANK OF NEW YORK- JASDECNON-TREATY ACCOUNT(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済 営業部)	ONE WALL STREET, NEW YORK, NY10286 USA (東京都中央区月島四丁 目16番13号)	240	0.96	240	0.82
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL(常任代 理人 ゴールドマン・ サックス証券株式会社)	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB U.K.	200	0.80	200	0.68
ワイエスフード株式会社	福岡県田川郡香春町大字 鏡山字金山552番8	199	0.80	199	0.68
BANK LOMBARD ODIER AND CO LTD GENOVA(常任代 理人 株式会社三菱東京 UFJ銀行)	11,RUE DE LA CORRAT ERIE-CH - 1211 GENEVA SWITZERLAND	194	0.77	194	0.66
林 浩喜	東京都渋谷区	165	0.66	165	0.56
計		14,407	57.90	18,761	63.58

(注) 1 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)」については、平成28年3月31日現在の株主名簿を基準としております。

2 上記のほか、当社は平成28年3月31日現在で、2,400株を自己株式として所有しております。

3 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」については、成28年3月31日現在の株主名簿を基準としております。なお議決権数の割合の算出の際には、平成28年4月1日付で行使されたストックオプションの行使による議決権213個の増加を総議決権に加算して算出しております。

4 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を切り捨てて記載しております。

## 6 【大規模な第三者割当の必要性】

### (1) 大規模な第三者割当増資を行うこととした理由及び当該大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断

当社は、焼肉、居酒屋等の外食フランチャイズを中心に全国で680店舗を展開しておりますが、平成25年度より新たに「食のパリューチェーンを構築する」という目標を掲げて外食から生産事業への進出を果たし、多層的な付加価値を生み出すビジネスモデルの構築に取り組んでおります。この目的を達成するために当社は4つの戦略、すなわち「既存ブランドの競争力強化と成長」「ブランド・ポートフォリオの多様化」「海外市場への進出」「食品生産事業と六次産業化の推進」を強力に推進してきました。

この「食のパリューチェーン」の構築のため、当社はこのたび神明H D及びアサヒビールよりこのたび第三者割当増資を行うことで合意いたしました。

#### 神明H Dについて

当社は神明H Dと資本業務提携契約を締結いたします。神明H Dは、平成24年に上場企業である元気寿司株式会社の親会社になったほか、昨年度は酒屋業態の上場企業であるワタミ株式会社にも出資するなど、積極的に外食業界においても業容を拡大しております。

神明H Dと当社はこれまで取引関係はございませんでしたが、当社は「食のパリューチェーン」の構築を目指す中で、当社グループが持つ既存外食チェーンの店舗出店と、新たなブランド開発・出店を積極的に進めるに当たり、同じ食品業界に属しており、しかも米穀事業に強みを持つ神明H Dと、互に取引関係を築けないかを昨年3月頃から協議を重ねてきました。その結果、神明H Dの持つ商品開発力と当社のブランド開発力という相互の強みを生かしていくことを企図して資本業務提携を行うことを決定いたしました。

#### アサヒビールについて

当社グループにとって、アサヒビールはこれまでも当社グループにおける酒類・飲料等の主要な仕入れ先であり、同社とは長年にわたり、協力関係・信頼関係が築かれてきております。

一方で外食業界では、顧客ニーズの多様化、人口減少等にもなう競争激化傾向、外国人観光客の増大等の新たな局面に入っております。このような環境下で当社グループが成長していくためには、当社は市場ニーズに即した高い収益性が見込まれる高いブランドを開発し出店していくこと、更には収益性の低いブランドの店舗を、より収益性の高いブランドの店舗に切り替えていく必要があります。また出店による売上増大に伴い、飲料を含む原材料や輸送コストなどのボリュームディスカウントが可能となり、グループ全体の収益性をより高めることができます。

アサヒビールはこれまでも、当社グループ店舗に、商品を安定的に供給してきた経緯がありますが、割当増資に関する協議の結果、これまで通り協業関係を続け、当社がこれから新たに新に出店する店舗にも新たに商品を供給していただくことが、結果としてお互いの事業成長に資するものとして、業務提携契約の形はとらない形で、本件割当増資を引き受けていただきました。

### (2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本第三者割当増資により発行される株式は4,359,000株に係る議決権数43,590個に、本件第三者割当増資の決議日から6か月以内である平成27年10月19日が割当日である第三者割当増資により発行された2,090,000株に係る議決権数20,900個、平成28年3月3日が割当日である第三者割当増資により発行された1,169,724株に係る議決権数11,697個を合計すると、76,187個となり、平成28年4月11日現在の議決権数248,963個から平成27年10月19日が割当日である第三者割当増資により発行された2,090,000株に係る議決権数20,900個、平成28年3月3日が割当日である第三者割当増資により発行された1,169,724株に係る議決権数11,697個を除外した株式数である21,640,415株に係る議決権数216,366個で除した割合は35.21%となります。

従って本件割当増資は、25%以上の希薄化が生じるため、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規定第432条の定めにより、以下のいずれかの手続きが必要になります。

a. 経営陣から一定程度独立した者（第三者委員会、社外取締役、社外監査役等）による第三者割当の必要性及び相当性の有無

b. 株主総会の決議など（勧告的決議も含む）の株主の意思確認

そこで、当社は平成28年4月12日開催の取締役会に先立ち、経営者から一定程度独立した者として、当社外部役員である、社外取締役宇野友三郎、社外監査役小野千幸及び社外監査役阿部夏朗の三者から大規模な第三者割当を行うことについての必要性及び相当性に関する意見書を入手することいたしました。

[第三者委員会による意見書]

## (1) 本件割当増資の必要性

## 中期経営計画との関係

当社は、2015年3月期から2017年3月期にかけての3か年の中期経営計画のテーマを「食のバリューチェーンを構築する」と設定し、これまでに培ってきた飲食フランチャイズ事業(川下)を基礎とし、川上(食品の製造、流通)に遡ることにより、多層的な付加価値と収益を生み出していくビジネスモデルへの変換を目指している。そして、この目的を達成するため、「既存ブランドの競争力強化と成長」、「ブランド・ポートフォリオの多様化」、「海外市場への進出」、「食品生産事業と六次産業化の推進」という4つの戦略を掲げ、その推進に取り組んでいる過程にある。平成27年10月増資(九州乳業株式会社の株式を現物出資財産とする第三者割当増資等による同社の連結子会社化)は、当社株式の希薄化と当社の資金流出を極力抑えながら、生乳及び乳製品の生産機能を持つ九州乳業株式会社を連結子会社化することにより、上記の「食品生産事業と六次産業化の推進」を狙ったものである。また、平成28年3月増資(米国カリフォルニア州に本拠を置くPacific Paradise Foods, Inc.の株式を現物出資財産とする第三者割当増資等による同社の連結子会社化)も、同じく当社株式の希薄化と当社の資金流出を極力抑えながら、米国にて食品化工・卸の機能を持ち、和洋食材のブランドを有するPacific Paradise Foods, Inc.を連結子会社化することにより、上記の「海外市場への進出」を狙ったものである。神明HD及びアサヒビールへの本増資も、中期経営計画の実現に向けた取組みの一貫として理解することができる。

すなわち、まず、神明HDは、精米及び販売を手掛けてきた老舗企業であり、ブランド米等の販売のほか、上場企業である元気寿司株式会社の親会社、居酒屋業態であるワタミ株式会社への出資者として積極的に外食業界において業容を拡大している。本増資に伴う同社との資本業務提携により、国内の外食事業における協業、神明HDグループによる米を含む食材の当社グループへの安定的な供給、当社グループが扱う商品の神明HDグループによる販売、海外の外食産業における共同展開が実現することとなれば、中期経営計画で謳った「食のバリューチェーンの構築」に大きく寄与することが期待できる。また、アサヒビールは、当社グループにおける酒類等の飲料の主要仕入先であり、長年にわたる協力関係及び信頼関係が築かれてきている。外食業界の環境が我が国の人口減少や訪日外国人の増大等の影響を受けて激変する中において、本増資による同社との関係深化を通じて同社の商品開発力を当社に取り込むことにより、上記の「既存ブランドの競争力強化と成長」や「ブランド・ポートフォリオの多様化」を中心とした戦略の前進を期待することができる。

このように、本増資並びにこれに伴う神明HDとの資本業務提携及びアサヒビールとの関係強化は、中期経営計画の実現に向けた一里塚として理解することができ、その意味において本増資には必要性を認めることができる。

## 資金使途との関係

次に、本増資により調達される資金の使途は、直営店出店費用1,050,000,000円は、当社直営店(タコベル)の出店に係る費用の一部に充当する予定であり、1店舗当たりのコストは、人材募集・教育費や、店舗工事費等を含め、約7,000万円を見込んでいる。連結子会社の直営店出店費用500,000,000円には、当社子会社が運営する既存ブランド(牛角、とりでん、とり鉄、どどり亭、浪花屋鳥造、キムカツ、どさん子、みそ膳、および藤平)に関する出店費用に充当され、1店舗当たり約1,000万円~7,000万円であり、合計10店舗程度の出店を見込んでいる。新業態実験店の開発・出店費用200,000,000円とは、既存ブランドとは別に、当社グループで新たなレストラン・居酒屋業態の新ブランドを開発する際の費用の一部に充当するための費用であり、1店舗当たり約2,000万円~8,000万円となり、合計4ブランドのモデル店開発・出店を見込んでいる。神明HDとの業務提携契約に基づく開発等費用128,088,000円とは、神明HD傘下企業である元気寿司株式会社が、現在直営店として運営する複数のブランドを当社のノウハウでパッケージ化し、フランチャイズ展開を可能にするための研究費用として、約1億円、更に双方の持つノウハウを利用した商品及びメニューの開発費用に約2,000万円を見込んでいる。当職らが当社から受けた説明によれば、上記の資金使途、金額規模及び支出予定時期のいずれについても、合理性を窺わせる特段の事情は見当たらず、また、前記の中期経営計画において設定された「既存ブランドの競争力強化と成長」及び「ブランド・ポートフォリオの多様化」の戦略に照らしても、合理的な内容の支出と認められるから、資金使途との関係でも、本増資による資金調達の必要性を認めることができる。

## (2) 本件割当増資の相当性

## 本件増資に係る発行条件の相当性

本増資の1株当たりの発行価額は、本増資に関する取締役会決議予定日の直前営業日である平成28年4月11日の株式会社東京証券取引所JASDAQスタンダード市場における当社普通株式の終値である432円とされている。

当該発行価額は、当社普通株式が上場されており、株式価値を表す客観的な値である市場価格を基準にしていること、参照した市場価格は取締役会決議予定日の前営業日の終値であり、当社の直近の状況が市場評価に反映されていると考えられること、日本証券取引業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠するものであることからすれば、相当であり、特に有利な金額(会社法199条3項)に該当しないものと認められる。

#### 本件増資に係る割当予定先の相当性

当社は、独自に専門の調査機関である株式会社トクチョーに調査を依頼した上で、割当予定先である神明HD及びアサヒビール並びにこれらの役員及び主要株主が反社会的勢力等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出している。

また、割当予定先が取得する当社株式の保有方針については、神明HDとの間では、資本業務提携契約を締結することに合意しており、当社株式の中長期的な保有を前提とする旨が同契約に規定される予定であるとのことである。また、アサヒビールとの間では、資本業務提携契約の締結には至らなかったものの、これまでと同様の当社との良好な関係を継続するため、本増資により取得した当社株式につき中長期の保有を前提とする旨をアサヒビールから口頭で確認しているとのことである。

加えて、割当予定先の本増資の払込みのための資力に関しても、それぞれ次の方法で確認している。神明HDについては同社の会計監査人の監査報告書が付された平成27年3月期の計算書類に記載の売上高(98,616百万円)、総資産額(23,032百万円)、純資産額(17,449百万円)及び現預金の額(1,709百万円)等の状況を直接確認していること、また神明HDが同社の取引銀行10行と、総額10,000百万円のコミットメントライン契約を締結していることを上記計算書類にて確認している。また当該コミットメントライン契約には平成28年4月11日付で、本件割当増資の払込に要するだけの十分な未実行残高があることを口頭にて確認している。アサヒビールについてはその親会社であるアサヒグループHDから資金提供を受ける旨を書面にて確認しており、更にはアサヒグループHDについても、第92期有価証券報告書(平成27年12月31日提出)において、連結財務諸表に記載の総資産、純資産並びに現金及び預金の状況(16,893百万円)を確認している。これらの方法により、両社とも本増資を引き受けるのに十分な原資があることを確認しているとのことである。

これらの事実関係に照らせば、本増資に係る割当予定先として神明HD及びアサヒビールを選択することは相当であると認められる。

#### 第三者割当を選択することの相当性

本増資は、神明HDとの関係では、資本業務提携の一貫として行われるものであり、またアサヒビールとの関係でも、(資本業務提携契約の締結には至らぬものの)これまでに同社との間で築き上げてきた協力関係及び信頼関係の深化を目的として行われるものであることから、資金調達の方法としては第三者割当が第一の選択肢となるうえ、第三者割当は、公募増資や新株予約権を用いた資金調達(ライツイシュー)との比較においても、資金の調達時期及び調達金額の確実性という観点から相当であると認められる。

#### 第三者割当増資の時期の相当性

本件割当増資に係る株式数は、4,359,000株(議決権数43,590個)であり、本件第三者割当増資実行予定日から6か月以内である、平成27年10月19日に行われた第三者割当増資分2,090,000株(議決権20,900個)及び平成28年3月3日に行われた第三者割当増資分1,169,724株(議決権数11,697個)を、本件割当増資により発行される株式数に加えると、7,618,724株(議決権数76,187個)となる。これは平成28年4月11日現在の当社発行済株式総数24,900,139株(議決権数248,963個)から6か月以内に発行した前述の2,090,000株(議決権数20,900個)及び1,169,724株(議決権数11,697個)を差し引いた株式数21,640,415株(議決権数216,366個)に対して35.20%(議決権比率で35.21%)の割合に相当し、一定の希薄化をもたらすとともに、当該新株式が市場に流入した場合は、当社株式の流動性に影響を与えることになる。しかしながら、本件割当増資及び過去2回の第三者割当増資はいずれも、当社の「既存ブランドの競争力強化と成長」「ブランド・ポートフォリオの多様化」「海外市場への進出」「食品生産事業と六次産業化の推進」という各戦略実行のためのものである。これらの戦略を実現することが「食のバリューチェーンを構築する」という目標達成のために必要であり、また前述の投資による売上と利益の増大が見込まれるため、企業価値の向上にもつながるものであり、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的な水準であると判断する。そのため、割当増資の時期も相当であると認められる。

#### 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

#### 8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部 【追完情報】

### 第1 【事業等のリスクについて】

後記「第四部 組込情報」に記載の『有価証券報告書（第9期事業年度）及び四半期報告書（第10期第3四半期）（以下、「有価証券報告書等」）』に記載された「事業等のリスク」について、当該「有価証券報告書等」の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成28年4月12日）までの間において生じた変更、その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成28年4月12日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 第2 【臨時報告書の提出】

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第9期事業年度）の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成28年4月12日）までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

（平成27年6月26日提出の臨時報告書）

#### 1 【提出理由】

平成27年6月25日開催の当社第9回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

#### 2 【報告内容】

##### (1) 株主総会が開催された年月日

平成27年6月25日

##### (2) 決議事項の内容

###### 第1号議案 定款一部変更の件

資本政策を機動的に遂行することが可能となるよう、定款変更案のとおり第7条第2項を新設し、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができるようにするものであります。

###### 第2号議案 取締役5名選任の件

檜垣周作、中村敏夫、小林剛、森下将典及び宇野友三郎の5氏を取締役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果	
					賛成率(%)	可否
第1号議案	107,219	678	0	(注)1	74.63	可決
第2号議案				(注)2		
檜垣 周作	107,139	834	0		74.57	可決
中村 敏夫	106,993	980	0		74.47	可決
小林 剛	107,023	950	0		74.49	可決
森下 将典	107,039	934	0		74.50	可決
宇野 友三郎	107,033	940	0		74.50	可決

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち各議案の賛否に関して確認できたものの集計により、各決議事項の可決要件を満たすことが確定し、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

(平成27年8月17日提出の臨時報告書)

1 [提出理由]

当社は、平成27年8月17日開催の取締役会の決議において、会社法第236条、第238条及び第240条に基づき、当社の取締役(社外取締役を含む)及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対して発行する新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすることにつき決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき提出するものであります。

2 [報告内容]

イ 銘柄 株式会社アスラポート・ダイニング 第7回新株予約権

ロ 新株予約権の内容

(1) 発行数

6,400個(新株予約権1個につき100株)

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式640,000株とし、下記(4)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

(2) 発行価格

本新株予約権1個当たりの発行価格は、600円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

## (3) 発行価額の総額

3,840,000円

## (4) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

## (5) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金628円(本新株予約権の発行にかかる取締役会決議日の前取引日である平成27年8月14日の東京証券取引所における当社普通株式の終値)とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

## (6) 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という)は、平成29年7月1日から平成31年8月31日までとする。

## (7) 新株予約権の行使の条件

本新株予約権を保有する新株予約権者(以下、「本新株予約権者」という。)は、当社が金融商品取引法に基づき提出した平成28年3月期及び平成29年3月期の当社有価証券報告書において計算されるEBITDA(以下、連結損益計算書に記載された営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載された減価償却費及びのれん償却額を加算した額をいう。)が次の各号に定める全ての条件を達成している場合にのみ本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

(a) 平成28年3月期のEBITDAが1,100百万円を超過していること

(b) 平成29年3月期のEBITDAが1,400百万円を超過していること

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、有期雇用契約の期間満了、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

## (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## (9) 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

## 八 新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社取締役(社外取締役を含む)	5名	3,950個
当社従業員	10名	1,450個
当社子会社取締役	2名	550個
当社子会社従業員	4名	450個

## 二 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係

株式会社プライム・リンク	発行会社の完全子会社
株式会社とり鉄	同上
レゾナンスダイニング株式会社	同上

## ホ 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

取決めの内容は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約において定めるものとする。

(平成27年8月20日提出の臨時報告書)

## 1 [提出理由]

当社子会社である株式会社弘乳舎は、平成27年8月20日開催の取締役会において、特定子会社の異動を伴う子会社取得を行うことを決定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第8号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2 [報告内容]

(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告内容)

### (1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称	株式会社T O M O N I ゆめ牧舎
住所	北海道寿都郡黒松内町西熱郭原野237番地
代表者の氏名	坂田博
資本金	100百万円
事業の内容	牧場の運営(農業生産法人)

### (2) 当該異動の前後における当社の所有に係る特定子会社の議決権の数及び特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る議決権の数

異動前	個
異動後	4 個

総株主等の議決権に対する割合

異動前	%
異動後	40%

### (3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由 当社の子会社となる株式会社T O M O N I ゆめ牧舎の資本金の額が当社の資本金の額の100分の10以上に相当するため、当社の特定子会社に該当することになります。

異動年月日 平成27年8月28日(予定)

(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2に基づく報告内容)

### (4) 取得対象子会社の概要

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社T O M O N I ゆめ牧舎
本店の所在地	北海道寿都郡黒松内町西熱郭原野237番地
代表者の氏名	坂田博
資本金の額	100百万円 (平成27年3月31日現在)
純資産の額	214百万円 (平成27年3月31日現在)
総資産の額	220百万円 (平成27年3月31日現在)
事業の内容	牧場の運営(農業生産法人)

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

（単位：百万円）

	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
売上高	42	47	49
営業利益	42	27	25
経常利益	36	30	18
当期純利益	37	27	20

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	該当事項はありません。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

## (5) 取得対象子会社に関する子会社取得の目的

当社は、焼肉、居酒屋等の外食フランチャイズを中心に全国で428店舗を展開しておりますが、平成25年度より「食のバリューチェーンを構築する」という目標を掲げて外食から生産事業への進出を果たし、多層的な付加価値を生み出すビジネスモデルの構築に取り組んでおります。また、それを実現するための4つの戦略として「既存ブランドの競争力強化と成長」、「ブランド・ポートフォリオの多様化」、「海外市場への進出」、「食品生産事業と六次産業化への取り組み」を掲げ、更なる成長を目指しております。

当社子会社であり、乳製品等の製造・販売を行う株式会社弘乳舎は、上記戦略の「食品生産事業と六次産業化への取り組み」を実践すべく、今般、北海道黒松内町にて牧場を運営する対象子会社の株式の一部を取得し、子会社（当社の孫会社）とすることを決定いたしました。

対象子会社は、25ヘクタールの放牧地と100ヘクタール以上の牧草地を所有し、これらを活用して乳牛の放牧畜産を営む農業生産法人であり、生乳の出荷や仔牛の生産を主な事業内容としております。

一方、熊本県にて操業する株式会社弘乳舎は、主に九州域内で生産される生乳を加工することを事業の柱としておりますので、九州における生乳生産量と密接な関係がございます。昨今、全国的に乳牛の飼育頭数が減少傾向にあり、また、円高による輸入飼料の高騰など、酪農業界にとっては厳しい状況が続いておりますが、九州においても同様の傾向が見受けられます。しかしながら、今般の対象子会社の孫会社化により、対象子会社で生産された仔牛や飼料を九州において利用することが可能となり、九州における酪農業界の発展、ひいては株式会社弘乳舎の発展につながるものと考えております。

また、「北海道」ブランドを構築・活用することで新たな乳製品の生産を目論み、国内に限らず、中華圏をはじめとする海外においても当社グループのブランド力と知名度の向上を目指してまいります。さらには、独自の付加価値のある乳製品の構築により、当社外食事業の競争力とし、競合他社との差別化につなげるというグループシナジーも見込んでおります。

以上のように、九州の酪農業界並びに株式会社弘乳舎と対象子会社とがWin-Winの関係を構築することにより、当社グループ及び酪農業界の発展に寄与できるよう取り組んでまいります。

## (6) 取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額

株式会社TOMONIゆめ牧舎のA種類株式	4万円
株式会社TOMONIゆめ牧舎のB種類株式	109百万円
アドバイザリー費用等（概算額）	9百万円
合計（概算額）	119百万円

(平成28年1月20日提出の臨時報告書)

## 1 [提出理由]

当社は、平成27年10月1日開催の取締役会において、特定子会社の異動に係る決議をいたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第8号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2 [報告内容]

(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告内容)

### (1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称	九州乳業株式会社
住所	大分県大分市大字廻栖野3231番地
代表者の氏名	代表取締役 檜垣周作
資本金	10百万円
事業の内容	牛乳・乳製品・はっ酵乳・デザート等の製造、販売

### (2) 当該異動の前後における当社の所有に係る特定子会社の議決権の数及び特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る議決権の数

異動前	0個
異動後	1,914,200個

総株主の議決権に対する割合

異動前	0%
異動後	95.71%

### (3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由 当社の子会社となる九州乳業株式会社の純資産額が当社の純資産額の100分の30以上に相当するため、当社の特定子会社に該当することになります。

異動年月日 平成27年10月19日(予定)

(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2に基づく報告内容)

### (4) 取得対象子会社の概要

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	九州乳業株式会社
本店の所在地	大分県大分市大字廻栖野3231番地
代表者の氏名	檜垣周作
資本金の額	10百万円(平成27年3月31日現在)
純資産の額	325百万円(平成27年3月31日現在)
総資産の額	3,838百万円(平成27年3月31日現在)
事業の内容	牛乳・乳製品・はっ酵乳・デザート等の製造、販売

最近2年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

(単位:百万円)

	平成26年3月期	平成27年3月期
売上高	10,840	11,528
営業利益	43	243
経常利益	66	272
当期純利益	76	238

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	該当事項はありません。
人的関係	当社代表取締役檜垣周作は、九州乳業株式会社の代表取締役を兼任しております。
取引関係	当社子会社である株式会社弘乳舎が、九州乳業株式会社に対して原材料を販売しております。

## (5) 取得対象子会社に関する子会社取得の目的

当社は、焼肉、居酒屋等の外食フランチャイズを中心に全国で428店舗を展開しておりますが、平成25年度より新たに「食のバリューチェーンを構築する」という目標を掲げて外食から生産事業への進出を果たし、多層的な付加価値を生み出すビジネスモデルの構築に取り組んでおります。また、自社ブランド商品の開発・販売を強化するため「食品生産事業と六次産業化」にも取り組んでおり、食品生産事業を強化してまいりました。

当社グループは、この「食のバリューチェーン」を形成するため、物流部門については、親会社である阪神酒販株式会社(以下、「阪神酒販」という。)グループの傘下にある東洋商事株式会社(以下、「東洋商事」という。)の協力を得ております。

一方、東洋商事の子会社である九州乳業株式会社(以下、「九州乳業」という。)は50年以上の歴史をもつ主力ブランド「みどり牛乳」をはじめ、ヨーグルト、プリン等、様々な乳製品を製造・販売しています。九州乳業は、平成25年4月より阪神酒販グループの東洋商事が主要株主として同社経営に携わり、東洋商事の強みである全国の商流ネットワークを活用し業績改善を図ってまいりました。その結果、現在、九州乳業の生産力はほぼピークに達し、今後の更なる事業拡充のためには追加設備投資が必須となり、そのための財務力や信用力の改善が喫緊の課題となっております。

当社では、上記「食のバリューチェーン構築」、「食品生産事業と六次産業化」といった経営目標・課題に取り組む中で、九州乳業が運営する事業を活用することで、当社が展開する外食チェーンや外部企業に向けての取引拡大が見込めます。また、九州乳業としては、上場企業である当社が親会社となることにより、財務体質並びに信用力の強化が見込めます。これらの理由により、今般、当社から東洋商事に対して、東洋商事が所有する九州乳業の全株式を譲り受けることを提案したところ、賛同をいただきましたので、九州乳業の株式を取得することを決定いたしました。

## (6) 取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額

九州乳業株式会社普通株式	1,400百万円
アドバイザリー費用等(概算額)	3百万円
合計(概算額)	1,403百万円

(平成28年2月23日提出の臨時報告書)

## 1 [提出理由]

当社は、平成28年2月9日開催の取締役会において、代表取締役の異動について決定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

なお平成28年2月9日の決議は、以下の二つの条件がいずれも成就して初めて有効となる停止条件付の決議であり、この停止条件が本日平成28年2月23日に成就いたしましたので、本臨時報告書を提出する次第であります。

(停止条件の内容)

- ・当社代表取締役社長である檜垣周作が、平成28年2月23日開催のジャパン・フード&リカー・アライアンス株式会社の代表取締役社長に就任すること。
- ・当社取締役管理本部長である中村敏夫が、平成28年2月23日開催のジャパン・フード&リカー・アライアンス株式会社の取締役(監査等委員である取締役)に就任すること。

## 2 [報告内容]

## 代表取締役の異動

氏名	新役職名	旧役職名	異動年月日	所有株式数
中村 敏夫 (なかむら としお)	代表取締役社長	取締役管理本部長	平成28年2月23日	150,000株
檜垣 周作 (ひがき しゅうさく)	代表取締役会長	代表取締役社長	平成28年2月23日	36,000株

(注) 所有株式数は、提出日現在のものです。

## 新たに代表取締役となる者についての略歴

氏名 (生年月日)	略 歴
中村 敏夫 (昭和24年2月9日)	昭和47年2月 株式会社大林組 入社
	昭和53年8月 株式会社壽屋 入社
	平成元年12月 株式会社やまや 取締役
	平成3年10月 日本乾溜工業株式会社 常務取締役
	平成15年10月 有限会社ビッグロウ 代表取締役社長
	平成18年9月 阪神酒販株式会社 執行役員管理本部長
	平成19年5月 阪神酒販株式会社 顧問
	平成19年9月 株式会社力の源カンパニー 常務取締役
	平成23年7月 株式会社渡辺製麺 代表取締役社長
	平成24年11月 株式会社渡辺製麺 取締役会長
	平成25年2月 当社 入社
	平成25年4月 当社 管理本部長
	平成25年6月 当社 取締役管理本部長
	株式会社プライム・リンク 監査役
平成25年9月 株式会社弘乳舎 監査役(現任)	
平成26年6月 株式会社プライム・リンク 取締役(現任)	

(平成28年3月25日提出の臨時報告書)

## 1 [提出理由]

当社は、平成28年3月25日開催の取締役会において、子会社取得を行うことを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2 [報告内容]

## (1) 取得対象子会社の概要

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社D S Kグループ
本店の所在地	東京都品川区西五反田一丁目3番8号
代表者の氏名	代表取締役 森下將典
資本金の額	80百万円
純資産の額	379百万円
総資産の額	852百万円
事業の内容	持株会社(「どさん子」「みそ膳」「藤平」ブランドによる、ラーメン店の直営店の運営、フランチャイズチェーン展開を行う会社の株式を保有)

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

(単位:百万円)

	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
売上高	2,346	2,228	2,247
営業利益	225	99	129
経常利益	221	135	145
当期純利益	396	81	93

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	該当事項はありません。
人的関係	当社取締役である森下將典が、株式会社D S Kグループおよびその100%子会社である株式会社どさん子の代表取締役を兼務しております。また当社代表取締役会長である檜垣周作が、株式会社どさん子の取締役を兼務しております。
取引関係	該当事項はありません。なお当社は、株式会社どさん子から、商品を仕入れております。

## (2) 取得対象子会社に関する子会社取得の目的

当社は現在、焼肉、居酒屋等の外食フランチャイズを中心に全国で440店舗を展開しておりますが、平成25年度より「食のバリューチェーンを構築する」という目標を掲げて外食から生産事業への進出を果たし、多層的な付加価値を生み出すビジネスモデルの構築に取り組んでおります。また、これを実現するための4つの戦略として「既存ブランドの競争力強化と成長」、「ブランド・ポートフォリオの多様化」、「海外市場への進出」、「食品生産事業と六次産業化」への取り組みを掲げ、更なる成長を目指しております。

一方株式会社DSKグループ（以下、「DSK」といいます）は、50年以上の歴史を有する老舗ラーメン「どさん子」などを運営する株式会社どさん子の株式を100%保有する持ち株会社であります。株式会社どさん子は「札幌ラーメンどさん子」で知られるラーメンチェーンを全国規模で展開するとともに、日本の外食業態において初めてフランチャイズシステムを導入したラーメン業界のパイオニアであります。「どさん子」チェーンは1980年代に、全国で1,200店舗を超えるなど、創業以来、順調に事業成長を果たしてきましたが、近時のラーメン業界の競争激化やフランチャイズの減少により業績が低迷してきておりました。このような状況下で平成25年12月より、HSIGの親会社である阪神酒販株式会社を中心とする企業集団（以下、「阪神酒販グループ」といいます）の下で「どさん子リブランドプロジェクト」を開始し、「一風堂」を運営する株式会社力の源カンパニーの協力を得て、店舗内外装・味およびサービス手法を一新した新「どさん子」ブランドを開発し、平成26年より国内および海外（フランス、米国およびオーストラリア）において新「どさん子」店をオープンするなど、新たな成長を目指す段階に来ております。なお、株式会社どさん子は、当社子会社の株式会社とり鉄とコラボレーションした店舗をオーストラリアのメルボルン市に開店しております。これは1つの店舗でより幅広いカテゴリーの和食メニューを楽しみたいという、海外店舗のお客様の需要に応えたものであり、現地では好評を博しております。

当社とDSKは、阪神酒販グループ内で、HSIGを共に親会社とする兄弟会社の関係にあります。阪神酒販グループでは現在、より迅速かつ機動的な決定および効率的な業務遂行が行われるよう、グループ内再編を進めておりますが、当社の下に外食企業を集約することで、当社としては、（ ）当社のポートフォリオを多様化することが出来る、（ ）既に海外に進出しているDSKの店舗の海外店舗運営ノウハウ、人材リソースや食材調達等のインフラ等を共有でき、当社ブランドでの海外展開を促進できる、（ ）当社グループの「食のバリューチェーン」を充実させることが出来る、というメリットを見込んでおります。また、DSKとしては、（ ）当社の物流網を使い、国内外の食材の安定供給を図ることが出来る、（ ）国内外でのフランチャイズチェーンの拡大を加速できる、（ ）上場会社の直接の子会社となることで、信用力強化を図ることができる、というメリットが見込まれます。

平成27年9月より当社、DSKおよびHSIGの三者で協議を続けてきましたが、上記のメリットが見込まれることから、この度本株式取得に至った次第であります。

## (3) 取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額

株式会社DSKグループの普通株式	730,000千円
アドバイザー費用等（概算額）	300千円
合計（概算額）	730,300千円

## 第3 資本金の増減について

後記「第四部 組込情報」の第9期有価証券報告書に記載の資本金等は、当該有価証券報告書の提出日（平成27年6月26日）以後、本有価証券届出書提出日までの間において、以下の通り変化しております。

年月日	資本金		資本準備金	
	増減額(千円)	残高(千円)	増減額(千円)	残高(千円)
平成27年4月1日～ 平成28年3月31日	936,259	1,902,254	936,259	1,971,917
平成28年4月1日～ 平成28年4月11日	2,172	1,904,427	2,172	1,974,090

## 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	第9期	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日	平成27年6月26日 関東財務局長に提出
四半期報告書	第10期 第3四半期	自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日	平成28年2月12日 関東財務局長に提出

上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について」（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年 6月26日

株式会社アスラポート・ダイニング  
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 吉 田 光 一 郎

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 千 島 亮 人

### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アスラポート・ダイニングの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アスラポート・ダイニング及び連結子会社の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 強調事項

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成27年4月15日開催の取締役会において、茨城乳業株式会社の株式の一部を譲り受けることを決議し、同日付けで株式を取得している。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成27年5月18日開催の取締役会において、持分法適用会社である英国法人T&S Enterprises(London)Limited、S.K.Y. Enterprise UK Limited及びSushi Bar Atari-Ya Limitedの株式を追加取得し、同3社を連結子会社とすることを決議している。
3. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成27年6月12日開催の取締役会において、ジャパン・フード&リカー・アライアンス株式会社との間で業務資本提携を行うことを決議し、同日付けで業務資本提携契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アスラポート・ダイニングの平成27年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

## 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、株式会社アスラポート・ダイニングが平成27年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成27年6月26日

株式会社アスラポート・ダイニング  
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 吉 田 光 一 郎指定社員  
業務執行社員 公認会計士 千 島 亮 人

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アスラポート・ダイニングの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アスラポート・ダイニングの平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成27年4月15日開催の取締役会において、茨城乳業株式会社の株式の一部を譲り受けることを決議し、同日付けで株式を取得している。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成27年5月18日開催の取締役会において、持分法適用会社である英国法人T&S Enterprises(London)Limited、S.K.Y. Enterprise UK Limited及びSushi Bar Atari-Ya Limitedの株式を追加取得し、同3社を連結子会社とすることを決議している。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成27年6月12日開催の取締役会において、ジャパン・フード&リカー・アライアンス株式会社との間で業務資本提携を行うことを決議し、同日付けで業務資本提携契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年2月12日

株式会社アスラポート・ダイニング  
取締役会 御中

### 東陽監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 吉 田 光 一 郎 印指定社員  
業務執行社員 公認会計士 千 島 亮 人 印指定社員  
業務執行社員 公認会計士 原 口 隆 志 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アスラポート・ダイニングの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成27年10月1日から平成27年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成27年4月1日から平成27年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アスラポート・ダイニング及び連結子会社の平成27年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。